業務の内容

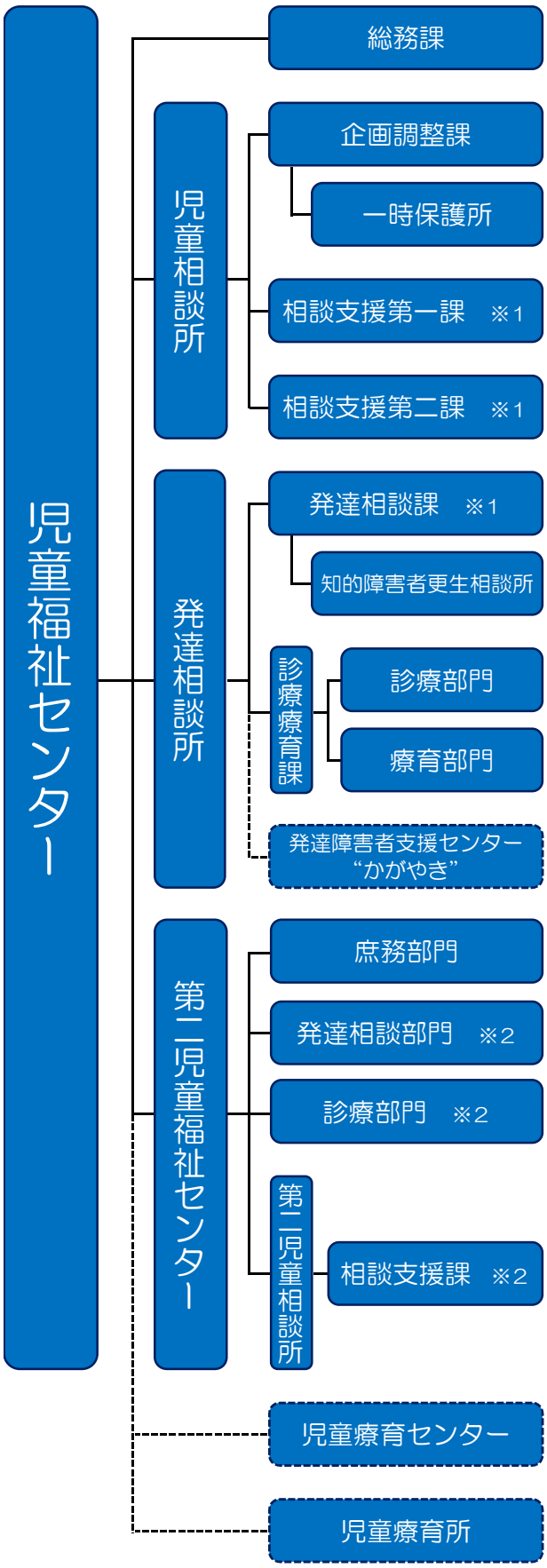

児童福祉センターの業務を統括し、庶務、計理、労務、庁舎管理などの業務を行います。

児童の福祉に関する調査、研究、統計並びに資料の収集及び提供に関すること等を行います。

相談援助を行う際、虐待等からの緊急避難や児童の行動を観察する必要がある場合に一時保護を行います。

養護、虐待、非行、育成などの相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行います。
また、児童福祉司、児童心理司等の専門スタッフが、調査・判定・心理診断等を通じて、最も適した援助方法を提案します。

発達相談や心身の障害相談に応じ、支援制度や施設利用の照会、アドバイスなどを行います。

１８歳以上の知的障害のある方の相談に応じます。

診療所を運営し、心やからだの発達に不安がある場合の診察や検査を行い、必要に応じて治療を行います。

児童発達支援センター（「うさぎ園」・「こぐま園」）において、発達支援を行います。

発達障害のある方とその家族、関係機関に対し、相談支援・就労支援・発達支援・普及啓発・研修等を行います。【保健福祉局所管】

第二児童福祉センターの庶務、計理、労務、庁舎管理などの業務を行います。

発達相談や心身の障害相談に応じ、支援制度や施設利用の照会、アドバイスなどを行います。

診療所を運営し、心やからだの発達に不安がある場合の診察や検査を行い、必要に応じて治療を行います。

養護、虐待、非行、育成などの相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行います。
また、児童福祉司、児童心理司等の専門スタッフが、調査・判定・心理診断等を通じて、最も適した援助方法を提案します。

児童発達支援センター「きらきら園」、児童発達支援事業所「なないろ」、総合療育事業「あおぞら教室」を運営し、発達支援を行います。

京北地域において、総合療育事業（「すぎのこ教室」）を行います。

※１　所管地域：北区、上京区、左京区、中京区、東山区、山科区、下京区、右京区、西京区
※２　所管地域：南区、伏見区